

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規則

- 長崎県海域管理条例施行規則の一部を改正する規則

所管課（室）名

監理課

◎ 告示

- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止

福祉保健課

〃

〃

- 長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正

産業政策課

- ・対馬海区漁場計画の変更
- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・道路の区域変更
- ・道路の供用開始（4件）

漁業振興課

水産加工流通課

道路維持課

〃

◎ 公告

- ・地籍調査の成果の認証
- ・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・一般競争入札の実施
- ・測量の実施
- ・測量の終了
- ・一般競争入札の実施

土地対策室

経営支援課

〃

水産加工流通課

建設企画課

〃

教育環境整備課

◎ 公安委員会規則

- 指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則等の一部を改正する規則

運転免許管理課

◎ 五島海区漁業調整委員会指示

- ・漁業法の規定によるイカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業の制限

五島海区漁業調整委員会

◎ 対馬海区漁業調整委員会指示

- ・漁業法の規定による遊漁のまき餌釣りの制限
- ・漁業法の規定によるまき餌釣遊漁案内行為の禁止

対馬海区漁業調整委員会

〃

◎ 長崎県病院企業団条例

- ・長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ・長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例

長崎県病院企業団

〃

〃

◎ 長崎県病院企業団規程

- ・長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団

◎ 正誤

- ・令和7年12月5日付長崎県公報第11472号中

道路維持課

規則

長崎県海域管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第53号

長崎県海域管理条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県海域管理条例施行規則（平成16年長崎県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（占用料等の返還の申請）</p> <p>第4条 条例第11条第3項ただし書の規定により占用料等の返還を受けようとする者は、当該事実が生じた日から30日以内<u>（土石採取料については、採取許可期間の最終日が属する月の翌月（当該最終日が属する月が3月の場合は、当月）の10日（当該日が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に定める県の休日に当たるときは、その翌日）まで）</u>に占用料等返還申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（占用料等の返還の申請）</p> <p>第4条 条例第11条第3項ただし書の規定により占用料等の返還を受けようとする者は、当該事実が生じた日から30日以内に占用料等返還申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。</p>

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の長崎県海域管理条例施行規則第4条の規定は、施行日以後に行う土石の採取に対する許可に係る占用料等の返還の申請について適用し、同日前に行う土石の採取に対する許可に係る占用料等の返還の申請については、なお従前の例による。

告示

長崎県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

(指定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	本田 将也	長崎県諫早市日の出町 2037-25	整骨院 想	長崎県諫早市長野町 1475-1	令和7年11月1日

はり・きゅう	若松 紀道	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1221番85号	いち松鍼灸院	長崎県長崎市清水町14番10号 エトワール清水101号	令和7年12月16日
柔道整復	宗 武徳	長崎県長崎市錦1丁目17-22サンハウスE	仁愛整骨院	長崎県西彼杵郡時津町浦郷301番地5 迫野ビル1F	令和7年12月10日

長崎県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

(変更)

区分	業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	変更年月日
旧	柔道整復	森 温郎	長崎県西彼杵郡長与町高田郷2089-3	西諫早鍼灸整骨院	長崎県諫早市貝津町2335-1	令和7年11月21日
新				もり整骨院 もり鍼灸院	長崎県西彼杵郡時津町元村郷925-1 西海マンション103	

長崎県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、その例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
はり・きゅう	林田 知佳子	長崎県諫早市高来町建山595番地			令和7年4月4日
柔道整復	本田 将也	長崎県諫早市日の出町2037-25			令和7年1月31日

長崎県告示第618号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前														
別表（第2条関係） 新産業推進課関係					別表（第2条関係） 新産業推進課関係														
<table border="1"> <tr> <td>補助金 の名称</td> <td>交付の 目的</td> <td>補助事業の内容、 対象経費等</td> <td>補助率 又は額</td> <td>補助 対象者</td> </tr> </table>					補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者	<table border="1"> <tr> <td>補助金 の名称</td> <td>交付の 目的</td> <td>補助事業の内容、 対象経費等</td> <td>補助率 又は額</td> <td>補助 対象者</td> </tr> </table>					補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者															
補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補助 対象者															

1～12 略					1～12 略				
13 陶土価格高騰緊急対策支援事業費補助金	陶磁器製造業において、陶土の価格高騰による影響を緩和し、価格転嫁への取組の推進と地域産業の維持を図る。	補助対象者が行う陶土価格高騰に係る支援事業に要する経費	2分の1以内	波佐見町					

長崎県告示第619号

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項の規定において準用する同条第6項の規定に基づき、令和6年5月31日付け長崎県告示第328号により公示した対馬海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

第1 対馬海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第1番目の橋梁（令和5年3月31日付け長崎県告示第259号による告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 対馬海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

対馬海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、対馬海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 変更後の対馬海区漁場計画の対区計第4506号に係る免許予定日及び申請期間

1 漁業の免許予定日

令和8年4月1日

2 申請期間

令和7年12月26日から令和8年2月6日まで

第4 その他

1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>

長崎県告示第620号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場で使用する電力

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 県税又は消費税を滞納している者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等**(1) 申請の時期**

この告示の日から、令和8年2月5日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 資格審査申請書の入手方法

資格審査申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県総務部管財課ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 資格審査申請書の提出方法

申請者は、資格審査申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証明する証明書

エ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 印鑑届（様式第2号）

カ 口座振替申込書（様式第3号）

キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていることを証する書類

ク その他知事が必要と認める書類

(4) 資格審査申請書等の作成に用いる言語

ア 資格審査申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 資格審査申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 資格審査申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県総務部管財課
(電話) 095-894-3000
(長崎県総務部管財課ホームページアドレス) <https://www.pref.nagasaki.jp/section/kanzai/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第8号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のオ、カ及びク、4並びに5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める様式とする。

7 資格の整合

この告示による入札参加の資格があるものと決定された者については、長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

8 資格の有効期間及び更新手続

（1）入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年9月30日までとする。

（2）有効期間の更新手続

（1）の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月に実施する「長崎県が発注する電力調達の契約に係る競争入札参加資格の更新（平成26年長崎県告示第55号による）」の申請をすること。

9 資格の取消し等

（1）競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

（2）競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

（3）資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第621号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 251号

道路の区域

区間	区域変更前後の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
雲仙市吾妻町大木場名字上横田660番3地先から 雲仙市吾妻町大木場名字倉子792番地先まで	前E	63.9~86.4	55.2	
	後E	63.9~116.0	55.2	

長崎県告示第622号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 厳原豆駿美津島線	対馬市厳原町安神字陰上原241番36地先から 対馬市厳原町安神字陰上原241番36地先まで	令和7年12月26日

長崎県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 小浜北有馬線	南島原市北有馬町字下前田3344番1地先から 官公有無番地先（南島原市北有馬町字下前田3345番5）まで	令和7年12月26日

長崎県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礫石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲1595番1地先から 島原市出の川町甲1597番地先まで	令和7年12月26日

長崎県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礫石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲800番1地先から 島原市西町丙1428番3地先まで	令和7年12月26日

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者 の 名 称	調査を行った時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
長崎市	R3年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 大浦町等3単位区域	令和7年12月17日
長崎市	R4年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 平戸小屋町等2単位区域	令和7年12月17日
長崎市	R4年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 長崎市 南が丘町等2単位区域	令和7年12月17日
大村市	R4年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第七	令和7年12月17日
大村市	R4年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 大村市 三浦第八	令和7年12月17日
対馬市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 佐護東里第6地区	令和7年12月17日
対馬市	R5年度から R6年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 琴第5等2単位区域	令和7年12月17日

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ佐世保店
長崎県佐世保市大塔町666番10 ほか5筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社九州ケーズデンキ
代表取締役 杉本 正彦
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
- (3) 変更した事項

- ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日
①令和7年6月20日
②令和7年6月20日
- 2 届出年月日
令和7年12月1日
- 3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課、佐世保市経済部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ諫早店
長崎県諫早市長野町1612-1 ほか8筆
(2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社九州ケーズデンキ
代表取締役 杉本 正彦
茨城県水戸市城南二丁目7番5号
(3) 変更した事項
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(4) 変更の年月日
①令和7年6月20日
②令和7年6月20日
- 2 届出年月日
令和7年12月1日
- 3 関係書類の縦覧
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、諫早市経済交流部商工観光課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

長崎市長 鈴木 史朗

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

長崎県地方卸売市場長崎魚市場で使用する電力 予定契約電力 1,017kW、予定使用電力量 2,865,300kWh

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 需要場所

仕様書のとおり

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

才 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。
- (4) 11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年10月24日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けていること。
- (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県総務部管財課
(電話) 095-894-3000
(提出期限) 令和8年2月5日17時00分
- (2) 前記2の(4)に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課
(電話) 095-895-2512
(提出期限) 令和8年2月5日17時00分

4 入札参加条件

当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県水産部水産加工流通課
(電話) 095-895-2875

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年2月5日までの間（県の休日を除く。）
(場所) 5の部局等とする。

長崎県水産部水産加工流通課ホームページ上にも掲載する。

8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県水産部水産加工流通課

(電話) 095-895-2875

(提出期限) 令和8年2月5日17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 長崎県水産部水産加工流通課

(2) 受領期限 令和8年2月18日17時00分

(3) 提出方法 直接又は郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により受領期限までに必着のこと）で提出すること。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

11 開札の日時及び場所

令和8年2月19日 16時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出

代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受ける。
- (4) この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity used at Nagasaki Fish Market
Contract: 1,017kW, Estimated volume of electricity: 2,865,300kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2026 through 31 March 2027
- (3) Place of supply:
Nagasaki Fish Market
- (4) Time-limit for tenders:
5:00 p.m. 18 February 2026
- (5) Date and time for the opening of tenders:
4:30 p.m. 19 February 2026
- (6) Contact point for the notice:
Nagasaki Prefectural Government
Fisheries Department, Fisheries Processing and Distribution, Division
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, Japan
TEL. 095-895-2875

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央

振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
諫早市高来町、雲仙市吾妻町	令和7年12月24日から 令和8年3月27日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
南松浦郡新上五島町荒川	令和7年12月15日

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

①長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）

予定契約電力 2,502kW、予定使用電力量 4,071,213kWh

②長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）

予定契約電力 2,930kW、予定使用電力量 4,442,001kWh

③長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）

予定契約電力 2,707kW、予定使用電力量 4,185,372kWh

④長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）

予定契約電力 1,847kW、予定使用電力量 2,946,441kWh

(2) 特質等

入札説明書による。

(3) 供給期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 供給場所

長崎県教育委員会が所管する施設（入札説明書による。）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、仕様書別表3・4に示す予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した単価により、入札内訳書（様式任意）に記載している予定契約電力及び予定使用電力量に応じて算出した金額とする。なお、入札書の提出にあたっては、算出の内訳となる入札内訳書（様式任意）を別途添付すること。（入札書記載額の詳細については、入札説明書別紙参照。）

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金の総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この公告に定める開札日時点で、電力調達の契約に係る競争入札参加者の資格等（平成26年長崎県告示第55号）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告に定める開札日時点で、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年10月24日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県総務部管財課（施設班）

(電話) 095-824-1111（内線3000）

(提出期限) 令和8年1月23日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

- (2) 前記2の(4)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課

(電話) 095-895-2512（直通）

(提出期限) 令和8年1月23日 午後5時まで

(提出方法) 直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行うこと。

4 入札参加条件

- (1) 当該施設の電力需要に対して供給可能であること。
- (2) この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる入札参加申請書を令和8年1月23日午後5時までに5の部局等に提出すること（書留郵便により、受領期限内必着のこと）。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県教育庁教育環境整備課（県立学校管理班）

(電話) 095-894-3323（直通）

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年1月23日までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5の部局等とする。なお、長崎県ホームページからも入手することができる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(1) 提出場所 5の部局等とする。

(2) 受領期限 令和8年2月12日 午後5時まで

(3) 提出方法 直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 開札の日時及び場所

(開札日時) 令和8年2月13日 午後1時30分開始

購入件名	開始時間
① 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（長崎地区）	13:30
② 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県北地区）	13:50
③ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県央地区）	14:10
④ 長崎県教育委員会所管施設で使用する電力（県南・五島地区）	14:30

(開札場所) 長崎市尾上町3-1 長崎県庁（行政棟）7階 703会議室

代理人が開札に立ち会う場合は、開札日当日に委任状を提出すること。

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を令和8年2月12日までに納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

開札に代理人が立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に立ち会うことができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印している印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印している印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字、入札内訳書（様式任意）の違算等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ①Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities (Nagasaki area)
Contract: 2,502 kW, Estimated volume of electricity: 4,071,213kWh.
 - ②Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenhoku area).
Contract: 2,930 kW, Estimated volume of electricity: 4,442,001kWh.
 - ③Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kenou area).
Contract: 2,707 kW, Estimated volume of electricity: 4,185,372kWh.
 - ④Electricity to use in Nagasaki Prefectural Board of Education owned facilities. (Kennan and Goto area).
Contract: 1,847 kW, Estimated volume of electricity: 2,946,441kWh.
- (2) Period of supply:
From 1 April 2026 through 31 March 2027
- (3) Place of supply:

- ①Nagasaki Prefectural high school in Nagasaki area
 ②Nagasaki Prefectural high school in Kenhoku area
 ③Nagasaki Prefectural high school in Kenou area and Nagasaki Prefectural Education Center
 ④Nagasaki Prefectural high school in Kennan and Goto area
- (4) Time-limit for tenders:
 5:00 p.m. 12 February 2026
- (5) Date and time for the opening of tenders:
 ①Nagasaki area: 1:30 p.m. 13 February 2026
 ②Kenhoku area: 1:50 p.m. 13 February 2026
 ③Kenou area: 2:10 p.m. 13 February 2026
 ④Kennan and Goto area: 2:30 p.m. 13 February 2026
- (6) Contact point for the notice:
 Educational Environment Improvement Division, Education Bureau, Nagasaki Prefectural Government
 3-1 Onoue-machi, Nagasaki City, 850-8570, JAPAN
 Tel.095-894-3323

公安委員会規則

指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

長崎県公安委員会規則第11号

指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則等の一部を改正する規則

(指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則の一部改正)

第1条 指定自動車教習所における仮運転免許関係事務の委託に関する規則（平成8年長崎県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項に規定する免許関係事務のうち、指定自動車教習所（第4条において「指定教習所」という。）における仮運転免許（第3条において「仮免許」という。）に関する事務（以下「仮免許関係事務」という。）の委託に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の2及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第31条の4の2の規定に基づき、長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う運転免許関係事務のうち、指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）の教習生に係る仮運転免許事務（以下「仮運転免許事務」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(仮免許関係事務の委託) 第2条 公安委員会は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の7の規定により認めた法人（第4条において「受託者」という。）に仮免許関係事務を委託するものとする。	(仮運転免許事務の委託) 第2条 公安委員会は、法第108条第1項及び施行規則第31条の4の2の規定により認めた法人（以下「受託者」という。）に仮運転免許事務を委託するものとする。
(委託する仮免許関係事務) 第3条 委託する仮免許関係事務は、次に掲げるものとする。 (1) 仮免許に係る法第89条第1項に規定する運転免許の申請の受付に係る事務	(委託する仮運転免許事務) 第3条 委託する仮運転免許事務は、次に掲げるものとする。 (1) 仮運転免許申請の受理に関する事務

<p>(2) 仮免許に係る法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について行う運転免許試験に係る事務（結果の判定に係る事務を除く。）</p> <p>(3) 仮免許に係る法第92条第1項の運転免許証の作成及び交付に係る事務 (仮免許関係事務を行う場所)</p> <p>第4条 受託者は、<u>仮免許関係事務</u>を指定教習所において行うものとする。 (細目の委任)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、<u>仮免許関係事務の委託</u>に<u>関し</u>必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が<u>定める</u>。</p>	<p>(2) 仮運転免許に係る適性試験及び学科試験の実施（合否の判定を除く。）に関する事務</p> <p>(3) 仮運転免許証の作成及び交付に関する事務 (仮運転免許事務の場所)</p> <p>第4条 受託者は、当該事務を指定教習所において行わせるものとする。 (その他必要事項)</p> <p>第5条 この規則に定めるもののほか、<u>この規則を実施する</u>ために必要な事項は、長崎県警察本部長が<u>別に定めるもの</u>とする。</p>
---	---

（運転免許関係事務の委託に関する規則の一部改正）

第2条 運転免許関係事務の委託に関する規則（平成19年長崎県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>長崎県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）が行う<u>道路交通法</u>（昭和35年法律第105号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第108条第1項</u>に規定する<u>免許関係事務</u>（<u>仮運転免許並びに法第97条の2第1項第3号</u>イ若しくは同号ハ又は第101条の4第3項に規定する運転技能検査並びに法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号口又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査及び法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査に関する事務を除く。以下単に「<u>免許関係事務</u>」という。）の委託に<u>関し</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>道路交通法</u>（昭和35年法律第105号。以下「<u>法</u>」という。）<u>第108条第1項、道路交通法施行令</u>（昭和35年政令第270号）<u>第40条の2</u>及び<u>道路交通法施行規則</u>（昭和35年總理府令第60号。以下「<u>施行規則</u>」という。）<u>第31条の4の2</u>の規定に基づき、<u>長崎県公安委員会</u>（以下「<u>公安委員会</u>」という。）が行う<u>運転免許関係事務</u>（以下「<u>免許事務</u>」という。）の委託に<u>関し</u>必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（免許関係事務の委託）</p> <p>第2条 公安委員会は、<u>道路交通法施行規則</u>（昭和35年總理府令第60号）<u>第31条の4の7</u>の規定により認めた法人に<u>免許関係事務</u>を委託するものとする。</p>	<p>（免許事務の委託）</p> <p>第2条 公安委員会は、<u>法第108条第1項及び施行規則第31条の4の2</u>の規定により認めた法人に<u>免許事務</u>を委託するものとする。</p>
<p>（委託する免許関係事務）</p>	<p>（委託する免許事務）</p>
<p>第3条 委託する<u>免許関係事務</u>は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法第101条第3項の規定による書面の送付に係る事務 法第101条の4第5項の規定による書面の送付に係る事務 法第101条第1項に規定する免許証等の更新を受けようとする者及び法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者に対する講習等区分の選別に係る事務 前3号に掲げるもののほか、長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場及び長崎運転免許センター並びに長崎県内の警察署及び交番における<u>免許関係事務</u>（細目の委任） 	<p>第3条 委託する<u>免許事務</u>は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 運転免許更新予定者に対する更新情報提供事務 運転免許更新予定者に対する高齢者講習情報提供事務 運転免許更新申請者及び特定失効者に対する講習等区分の選別事務 運転免許試験場及び警察署における<u>免許事務</u>
<p>第4条 この規則に定めるもののほか、<u>免許関係事務の委託</u>に<u>関し</u>必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が<u>定める</u>。</p>	<p>（細目の委任）</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、<u>この規則を実施する</u>ために必要な事項は、長崎県警察本部長が<u>別に定めるもの</u>とする。</p>

（高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則の一部改正）

第3条 高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(実施機関)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 運転技能検査及び認知機能検査（結果の判定に係る事務を除く。）は、府令第31条の4の7に規定する者に依託して実施することができるものとする。</p>	<p>(実施機関)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 運転技能検査及び認知機能検査は、府令第31条の4の2に規定する者に依託して実施することができるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

五島海区漁業調整委員会指示

令和7年五島海区漁業調整委員会指示第1号

五島海区におけるイカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年12月26日

五島海区漁業調整委員会会長 草野 正

1 指示の内容

次の区域においてはイカナゴ（カナギ）撒餌釣漁業を行ってはならない。

- (1) 五島海区（五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面）内における共同漁業権の区域及び各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線によって囲まれた区域。
- (2) 次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで、イに至る各直線によって囲まれた区域。
 - (基点) 1. 五島市伊福貴町津婦羅島池尻鼻
 - 2. 五島市伊福貴町二子島西端
 - 3. 五島市平蔵町多々良島赤バエ鼻
 - (点) イ. 1から242度4,500メートルのところ
 - ロ. 1から230度4,600メートルのところ
 - ハ. 2から260度3,600メートルのところ
 - ニ. 3から105度2,800メートルのところ
- (3) 次のイ、ロ、ハの各点を順次結んで、イに至る各直線によって囲まれた区域。
 - (基点) 1. 五島市赤島町大板部島大浦鼻
 - 2. 五島市富江町黒島カレホコ鼻
 - (点) イ. 1から317度3,100メートルのところ
 - ロ. 1から293度2,800メートルのところ
 - ハ. 2から 88度3,100メートルのところ
- (4) 北緯32度50.60分 東経128度37.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (5) 北緯32度51.70分 東経128度39.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (6) 北緯32度50.90分 東経128度39.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (7) 北緯32度54.15分 東経128度38.07分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (8) 北緯32度51.81分 東経128度35.10分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (9) 北緯32度46.20分 東経128度27.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (10) 北緯32度35.70分 東経128度33.87分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (11) 北緯32度 3.60分 東経128度26.07分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (12) 北緯31度56.21分 東経128度19.87分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。
- (13) 北緯32度14.80分 東経128度 6.37分の点を中心として、半径2,000メートルの円周によって囲まれた区域。

2 指示の期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

参考

漁場名	漁場の位置	区域
西曾根	北緯32度50.60分 東経128度37.37分	
新曾根（五島西）	北緯32度51.70分 東経128度39.37分	
上曾根	北緯32度50.90分 東経128度39.37分	
クンサン曾根	北緯32度54.15分 東経128度38.07分	
ヒギレ曾根	北緯32度51.81分 東経128度35.10分	
嵯峨曾根	北緯32度46.20分 東経128度27.37分	
大瀬曾根	北緯32度35.70分 東経128度33.87分	
畠曾根	北緯32度 3.60分 東経128度26.07分	
新曾根（男女群島）	北緯31度56.21分 東経128度19.87分	
鳥島	北緯32度14.80分 東経128度 6.37分	
		左記の位置から半径2,000メートル以内の区域

対馬海区漁業調整委員会指示

令和7年対馬海区漁業調整委員会指示第2号

対馬海区における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、この指示は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月26日

対馬海区漁業調整委員会
会長 植木 忠勝

1 まき餌の使用量の制限

遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。

2 釣獲量の制限

遊漁者がまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。

3 時期及び時間の制限

遊漁者は、12月1日から3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではまき餌を使用する釣りを行ってはならない。

4 遊漁船業者の周知

遊漁船業者は、当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、1、2及び3の規定を書面により周知しなければならない。

5 指示期間

指示期間は、施行日から3年間とする。

令和7年対馬海区漁業調整委員会指示第3号

あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年12月26日

対馬海区漁業調整委員会
会長 植木 忠勝

1 あみ等のまき餌釣りに係る遊漁案内行為の禁止等

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）を令和8年3月1日から令和11年2月28日まで禁止する。ただし、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上の支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

2 承認申請者

前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、まき餌釣遊漁案内行為のために使用される

船舶を使用する遊漁船業者が行うものとし、船舶ごとに別記1に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領に基づき、委員会の承認を受けなければならない。

3 承認の対象となる船舶

- (1) 第1号に規定する海域におけるまき餌釣遊漁案内行為に関し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合と対馬地区漁場利用協定（以下「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶
- (2) 前項の漁場利用協定と同等の内容のまき餌釣遊漁案内行為の規制を遵守する旨、委員会に対し誓約した者の使用する船舶

4 承認証の交付

委員会は、承認をしたときは、別記2に定めるまき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を承認申請者に交付する。

5 承認証の備付義務

承認を受けた者は、承認船舶を使用して対馬海区における共同漁業権の区域において、まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

6 遵守事項

承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
- (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
- (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。

7 承認の取消し

委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。

8 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。

9 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和11年2月28日までとする。

別記1

まき餌釣遊漁案内行為承認事務取扱要領

令和7年対馬海区漁業調整委員会指示第3号に基づく、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌釣遊漁案内行為」という。）の承認に関する事務の取扱等を以下のとおり定める。

第1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認等の事務処理は、対馬海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長の専決事項として処理し、会長は直近の委員会に結果を報告するものとする。

第2 承認の申請

まき餌釣遊漁案内行為の承認の申請をしようとする者は、まき餌釣遊漁案内行為承認申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて、対馬海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

なお、対馬海区における共同漁業権の区域におけるまき餌釣遊漁案内行為に關し、対馬海区に共同漁業権を有する全漁業協同組合との対馬地区漁場利用協定を締結した団体の構成員が使用する船舶については、当該団体の長が、様式第3号により申請ができる。

第3 承認をしない者

前項の規定にかかわらず委員会により承認を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者は承認をしない。

第4 承認申請の提出期限

- (1) 承認を受けようとする者は、原則として令和8年2月13日までに、必要な書類を委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。
- (2) (1)の提出期限までに、やむを得ない事情により提出ができなかった者は、当該行為の開始15日前までに提出を行うものとする。

第5 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、まき餌釣遊漁案内行為承認証（以下「承認証」という。）を亡失、又はき損したときは、まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書（様式第4号）を速やかに事務局に提出しなければならない。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取り消されたときは、返納届（様式第5号）により速やかに事務局に返納しなければならない。

第7 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者が、漁業法第120条第11項の規定に基づく長崎県知事の命令に違反した場合は、当該承認を取り消す。

別記2

対海委第 号

まき餌釣遊漁案内行為承認証

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

- 1 まき餌釣遊漁案内行為の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 まき餌釣遊漁案内行為の区域 対馬海区の共同漁業権の区域
- 3 遊漁船業者登録番号
- 4 使用する船舶
- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号
- (3) 総トン数
- 5 遵守しなければならない事項
- (1) 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませてはならない。
- (2) まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしてはならない。
- (3) まぐろ養殖漁場付近でサーチライトを使用してはならない。ただし、人命救助等緊急を要する場合を除く。この場合、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行うこと。
- (4) まき餌釣遊漁案内行為を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。

上記のとおり承認する。

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会
会長

様式第1号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 まき餌釣遊漁案内行為の期間
- 2 遊漁船業者登録番号
- 3 使用する船舶
- (1) 船名
- (2) 漁船登録番号又は船舶検査済票の番号
- (3) 総トン数
- 4 添付書類
- ・誓約書（様式第2号）

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第2号

誓 約 書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）印

対馬海区における共同漁業権の区域において、あみ等のまき餌を使用して遊漁者が行う船釣り及び磯・瀬等の漁場での釣りに係る遊漁案内行為を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 船釣りの場合、船舶に持ち込むあみ等のまき餌の総量は、一日あたり30キログラムを超えて持ち込ませません。
- 2 まぐろ養殖漁場から300メートル以内では、まき餌釣遊漁案内行為をしません。
- 3 まぐろ養殖漁場付近で、人命救助等緊急を要する場合を除き、サーチライトを使用しません。なお、緊急で使用する場合は、速やかに関係漁業協同組合へ連絡を行います。
- 4 当該遊漁船を利用する遊漁者に対して、次の(1)～(3)に記載する対馬海区漁業調整委員会指示事項を必ず周知します。
 - (1) 遊漁者が使用できるまき餌の量は、1人1日、8キログラム以内とする。
 - (2) 遊漁者があみ等のまき餌釣りによって釣獲できる重量は、1回の釣行における実釣日数にかかわらず1人1釣行、10キログラム以内とする。
 - (3) 遊漁者は、12月1日から翌年3月31日までの期間、午後9時から翌日の午前6時まではあみ等のまき餌を使用する釣りを行ってはならない。
- 5 共同漁業権を有する地元漁業協同組合とのトラブル防止に努めます。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第3号

まき餌釣遊漁案内行為承認申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 団体名（名称及び代表者の氏名）
 印

下記の会員について、まき餌釣遊漁案内行為に係る対馬海区漁業調整委員会の承認を受けたいので、申請します。

記

まき餌釣遊漁案内行為の期間	遊漁船業者登録番号	住所	氏名	船名	漁船登録番号又は船舶検査済票の番号	総トン数

備考：氏名を記入する場合、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第4号

まき餌釣遊漁案内行為承認証再交付申請書

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

様式第5号

返納届

年 月 日

対馬海区漁業調整委員会会長 様

申請者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印

下記により、まき餌釣遊漁案内行為承認証を返納します。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日 年 月 日
- 3 返納の理由

備考：用紙は、日本工業規格A4とする。

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団条例第5号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）					
第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療科目)	第4欄 (病床数)	第5欄 (病院に併設する施設)	第6欄 (附属診療所)	第1欄 (名称)	第2欄 (位置)	第3欄 (診療科目)	第4欄 (病床数)	第5欄 (病院に併設する施設)	第6欄 (附属診療所)
長崎県精神医療センター	略					長崎県精神医療センター	略				
長崎県島原病院	略					長崎県島原病院	略				
長崎県五島中央病院	略					長崎県五島中央病院	略				
長崎県富江病院	略					長崎県富江病院	略				
長崎県上五島病院	略	略	110床	略	略	長崎県上五島病院	略	略	186床	略	略
長崎県対馬病院	略					長崎県対馬病院	略				
長崎県上対馬病院	略	略	52床	略		長崎県上対馬病院	略	略	60床	略	
長崎県壱岐病院	略	内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・膠原病内科、血液内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外	略			長崎県壱岐病院	略	内科、精神科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・膠原病内科、血液内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、皮膚	略		

	科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻醉科					科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻醉科		
--	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団条例第6号

長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(給与の減額)	(給与の減額)
第22条 略	第22条 略
2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部（ <u>1日につき2時間</u> を超えない範囲内又は1年につき任命権者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により企業長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）により、企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇及び介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により企業長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）により、企業長の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)
第29条 第6条及び第21条の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。	第29条 第6条、 <u>第8条</u> 及び第21条の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。
2 略	2 略
附 則（令和5年1月6日長崎県病院企業団条例第1号）抄（施行期日）	附 則（令和5年1月6日長崎県病院企業団条例第1号）抄（施行期日）
第1条 略	第1条 略
（長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）	（長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
第13条 暫定再任用職員については、第4条の規定による改正後の長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条及び第21条の規定は、適用しない。	第13条 暫定再任用職員については、第4条の規定による改正後の長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、 <u>第8条</u> 及び第21条の規定は、適用しない。

附 則
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の規定は、令和7年10月1日から適用する。

長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団条例第7号

長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年長崎県病院企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略
<u>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>	<u>4 企業長は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u>
<u>(職員給与条例の適用除外等)</u>	<u>(職員給与条例の適用除外等)</u>
第5条 長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第20号（以下「企業団職員給与条例」という。）第3条から第5条第2項まで、第6条、第8条及び第11条から第13条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。	第5条 長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年長崎県病院企業団条例第20号（以下「企業団職員給与条例」という。）第3条から第5条第2項まで、第6条、第8条、 <u>第11条から第13条まで及び第18条</u> の規定は、特定任期付職員には、適用しない。
2 特定任期付職員に対する企業団職員給与条例第15条の適用については、長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。	2 特定任期付職員に対する企業団職員給与条例第15条の適用については、長崎県病院企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。
3 期末手当及び勤勉手当の額は、企業長が別に定める。	3 期末手当の額は、企業長が別に定める。

附 則
(施行期日)
この条例は、公布の日から施行する。

長崎県病院企業団規程

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和7年12月26日

長崎県病院企業団企業長 八橋 弘

長崎県病院企業団管理規程第8号

長崎県病院企業団財務規程の一部を改正する規程

長崎県病院企業団財務規程（平成21年長崎県病院企業団管理規程第21号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(附属診療所長への再委任) 第3条の2 略	(附属診療所長への再委任) 第3条の2 略

<p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる令達された予算の範囲内における予算の執行を伴う事項の決定並びにこれらに伴う支出決定及び支出命令に関すること。</p> <p>ア 1件の予定価格が<u>400万円</u>以下の工事又は製造の請負に係る随意契約に関すること。</p> <p>イ 1件の予定価格が<u>300万円</u>以下の財産の買入れに係る随意契約に関すること。</p> <p>ウ 1件の予定価格が<u>150万円</u>以下の物件の借入れに係る随意契約に関すること。</p> <p>工 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 次に掲げる令達された予算の範囲内における予算の執行を伴う事項の決定並びにこれらに伴う支出決定及び支出命令に関すること。</p> <p>ア 1件の予定価格が<u>250万円</u>以下の工事又は製造の請負に係る随意契約に関すること。</p> <p>イ 1件の予定価格が<u>160万円</u>以下の財産の買入れに係る随意契約に関すること。</p> <p>ウ 1件の予定価格が<u>80万円</u>以下の物件の借入れに係る随意契約に関すること。</p> <p>工 略</p> <p>2 略</p>																								
<p>(入札参加者の指名)</p> <p>第136条 契約担任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として、5人以上（予定価格が<u>400万円</u>を超えないものにあっては原則として3人以上）の入札者を指名しなければならない。</p> <p>(随意契約の限度額)</p> <p>第139条 地令第167条の2 第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="114 945 790 1230"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td><td>400万円</td></tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td><td>150万円</td></tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>200万円</td></tr> </table>	1 工事又は製造の請負	400万円	2 財産の買入れ	300万円	3 物件の借入れ	150万円	4 財産の売払い	100万円	5 物件の貸付け	50万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円	<p>(入札参加者の指名)</p> <p>第136条 契約担任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、原則として、5人以上（予定価格が<u>250万円</u>を超えないものにあっては原則として3人以上）の入札者を指名しなければならない。</p> <p>(随意契約の限度額)</p> <p>第139条 地令第167条の2 第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="790 945 1448 1230"> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td><td>250万円</td></tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td><td>160万円</td></tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td><td>80万円</td></tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>100万円</td></tr> </table>	1 工事又は製造の請負	250万円	2 財産の買入れ	160万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円
1 工事又は製造の請負	400万円																								
2 財産の買入れ	300万円																								
3 物件の借入れ	150万円																								
4 財産の売払い	100万円																								
5 物件の貸付け	50万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	200万円																								
1 工事又は製造の請負	250万円																								
2 財産の買入れ	160万円																								
3 物件の借入れ	80万円																								
4 財産の売払い	50万円																								
5 物件の貸付け	30万円																								
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円																								
<p>(見積書の徴取等)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 略</p> <p>3(1)~(3) 略</p> <p>(4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が<u>400万円</u>を超えるか、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。</p> <p>(5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、<u>200万円</u>を超えるか、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。</p> <p>(6)~(7) 略</p>	<p>(見積書の徴取等)</p> <p>第140条 略</p> <p>2 略</p> <p>3(1)~(3) 略</p> <p>(4) すでに起工された工事（委託工事を含む。）の設計変更に伴い変更請負額を定めるもの。ただし、設計変更後の額が<u>250万円</u>を超えるか、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。</p> <p>(5) すでに起工された工事に関する設計、調査、測量業務等の設計変更に伴い変更業務委託料を定めるもの。ただし、設計変更後の額が、<u>100万円</u>を超えるか、かつ、設計変更前の額の2割を超えて増額するものを除く。</p> <p>(6)~(7) 略</p>																								
<p>(予定価格調書の作成の省略)</p> <p>第141条 随意契約をしようとする場合において、当該契約が前条第3項に掲げるもの及び予定価格が<u>200万円</u>を超えないもの（3万円を超える物件の売払いの場合を除く。）は、予定価格調書の作成を省略することができる。</p>	<p>(予定価格調書の作成の省略)</p> <p>第141条 随意契約をしようとする場合において、当該契約が前条第3項に掲げるもの及び予定価格が<u>100万円</u>を超えないもの（3万円を超える物件の売払いの場合を除く。）は、予定価格調書の作成を省略することができる。</p>																								
<p>(契約書の特例)</p> <p>第144条 <u>400万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって、前条の契約書に代えることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(契約書の特例)</p> <p>第140条 <u>250万円</u>を超えない指名競争契約又は随意契約を締結する場合においては、請書又は承諾書をもって、前条の契約書に代えることができる。</p> <p>2 略</p>																								

(契約書の省略) 第145条 略 (1) <u>200万円</u> を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。 (2)~(3) 略	(契約書の省略) 第145条 略 (1) <u>100万円</u> を超えない指名競争契約又は随意契約を締結するとき。 (2)~(3) 略
(工程表の提出) 第156条 工事に係る契約の請負者等は、契約締結後7日以内に、工事工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。ただし、契約金額が <u>400万円</u> 未満の工事についてはこれを省略することができる。	(工程表の提出) 第156条 工事に係る契約の請負者等は、契約締結後7日以内に、工事工程表を作成し、契約担任者に提出しなければならない。ただし、契約金額が <u>250万円</u> 未満の工事についてはこれを省略することができる。
(履行の届出) 第157条 請負者等は、工事又は製造その他の請負契約の履行が完了したときは、速やかに、請負工事にあっては、工事完成通知書（様式第72号）を、物件の買入れその他の契約にあってはその旨の届書を契約担任者に提出しなければならない。ただし、契約金額が <u>200万円</u> を超えないものについては、これを省略することができる。	(履行の届出) 第157条 請負者等は、工事又は製造その他の請負契約の履行が完了したときは、速やかに、請負工事にあっては、工事完成通知書（様式第72号）を、物件の買入れその他の契約にあってはその旨の届書を契約担任者に提出しなければならない。ただし、契約金額が <u>100万円</u> を超えないものについては、これを省略することができる。
(検査職員の一般的職務) 第160条 略 2~5 略 6 契約の対価が <u>200万円</u> を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日及び氏名を記載し、これに押印して検査調書の作成に代えることができる。 7 略	(検査職員の一般的職務) 第160条 略 2~5 略 6 契約の対価が <u>100万円</u> を超えないものについては、請求書等の表面余白に検査済の旨並びに年月日及び氏名を記載し、これに押印して検査調書の作成に代えることができる。 7 略

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

正 誤

令和7年12月5日付長崎県公報第11472号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1480	30、31	94.5	94.0

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八九二四五)
二一
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田弘
クリント
弥ト